平成２２年（フ）第３４号
岐阜県羽島市正木町須賀小松581番地サンコートビレッジＢ号室
債務者　太田　昌志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２号
岐阜市福住町２丁目４番地１ファミール岐阜901号室
債務者　西　　豊満
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
岐阜市福住町２丁目４番地１ファミール岐阜901号室
債務者　西　千津子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２号
岐阜県美濃加茂市本郷町７丁目４番26号
債務者　生田　美樹
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１６号
岐阜県美濃加茂市太田町2382番地１　ミヤビヒルズ101
債務者　四宮　良一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋658番地１　ルミナス加茂野206号
債務者　冨永　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２４３０号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮80番地の291
債務者　松﨑　輝雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４３号
京都市伏見区東朱雀町925番地　グランドハイツ203
債務者　島田　英明
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
京都市右京区山ノ内宮脇町15番地の１　シャトードポアッソン701
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
京都市山科区大塚北溝町34番地９
債務者　寺川由里子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地11―103号
債務者　安本　幸造
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
京都市右京区西院日照町92番地　小笹マンション102
債務者　徳岡美津恵
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
京都市右京区嵯峨明星町18番地１　エトワール嵐山212号室
債務者　水島　文子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１６号
兵庫県西宮市清瀬台８番12号
債務者　野田　良勝
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目２番１―506号
債務者　赤星　友子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県西宮市弓場町９番16―403号
債務者　坂本　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県西宮市山口町下山口３丁目４番47―401号
債務者　岩本惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係